

# 市営住宅合併浄化槽保守点検業務仕様書

## 1 業務場所及び浄化槽仕様

業務の対象となる施設及び浄化槽の仕様については、別紙1「業務委託場所及び仕様」による。

- (1) 設置施設数 : 3 施設
- (2) 設置基數 : 3 基

## 2 業務目的

本業務は浄化槽の保守点検を実施することで、適正に管理し、放流水を常に良好な状態に保つとともに、不具合を未然に防止することを目的とする。

## 3 業務内容

- (1) 浄化槽の保守点検作業
- (2) 水質測定検査
- (3) 故障修理等対応
- (4) 各自治会への教育

## 4 保守点検作業

### (1) 保守点検項目

ア 保守点検項目については、浄化槽法第4条第7項、浄化槽法施行規則第2条及び愛知県浄化槽指導要領に基づいて点検、調整及び注薬等を実施するとともに、清掃の実施や機器の更新についての必要性を報告する等、業務目的を達成するための必要事項を実施する。

イ 三次処理に玉石ろ過が設置してある場合は、下記の点検を実施する。

- (ア) 槽内の水位により目詰まりや漏水等の異常が無いことを確認する。必要に応じ逆洗を行い、沈殿分離槽への移送等を行う。
- (イ) 放流水の状態により異常が無いことを確認する。
- (ウ) スカムや汚泥の流入が無いことを確認する。
- (エ) その他、正常な機能を維持するために必要な事項を実施する。

### ウ 現場での簡易水質測定

保守点検作業を行う際には、別紙1の簡易水質測定に記載のある項目について、次の表のとおり測定し、その良否を判定する。その他、良好な状態を保つために必要な測定を実施する。

種別	測定項目
A	放流水の①pH、②残留塩素、③透視度
B	Aの測定項目 ばつ気槽や接触ばつ気槽等の④水温、⑤pH、⑥溶存酸素量
C	Bの測定項目 ばつ気槽の⑦汚泥沈殿率

測定項目の望ましい値は、①～③、⑥、⑦は浄化槽法第7条、第11条（法定検査）による値、④は13度以上、⑤は①と同じ値とする。

## (2) 点検回数及び履行時期

点検回数は別紙1「業務委託場所及び仕様」の保守点検回数、履行時期は次の表のとおりとし、点検間隔に偏りがないようにする。

回／年	履行月	期間
2	7、1	6か月に1回
3	7、11、3	4か月に1回
4	4、7、10、1	3か月に1回
12	—	1か月に1回
26	—	2週間に1回
52	—	1週間に1回

(3) 別紙1の備考に特に定めた事項がある場合は、その内容に準ずる。

## 5 水質測定検査

次の項目について水質を測定し、その良否を判定する。受注者が水質の分析ができない場合は第三者に請け負わせることができるものとする。

(1) 全ての浄化槽について、次の測定を行う。

- ア 測定項目 生物化学的酸素要求量 (BOD)
- イ 測定回数 年1回
- ウ 履行時期

法定検査(7月中旬に実施予定)の検査日直前の保守点検日に採水を実施する。法定検査の検査日については、浄化槽が設置されている施設の管理者(以下「施設管理者」という)に確認する。

(2) 201人槽以上の浄化槽については、前項(1)の測定とは別に次の測定も行う。

## ア 測定項目

- (ア) 生物化学的酸素要求量 (BOD)
- (イ) 化学的酸素要求量 (COD)
- (ウ) 水素イオン濃度指数 (pH)
- (エ) 浮遊物質量 (SS)
- (オ) 大腸菌群数

イ 測定回数 年1回

ウ 履行時期

法定検査の検査日から6か月程度経過した保守点検日に採水を実施する。

(3) 水質測定検査における分析方法については次による。

ア BOD	JIS K0102 21
イ COD	JIS K0102 17
ウ pH	JIS K0102 12・1
エ SS	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表8
オ 大腸菌群数	昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表2

(4) 別紙1の備考に特に定めた事項がある場合は、その内容に準じ実施する。

## 6 各自治会への教育

(1) 教育内容

浄化槽を常に良好な状態に保つため、各自治会に対し施設ごとに次の事項について実施する。なお、その際に必要な資料については受注者にて作成する。

ア 良好的機能を保つための適正な使用方法

イ 故障時の対応、不具合を減らすための日常管理上の注意点

ウ その他、業務目的を達成するために必要な事項

(2) 履行時期

原則として、初回の点検日までに1回及び受注者が業務目的を達成するために必要と認めるときに隨時実施する。ただし、各自治会の都合による場合は調整のうえ実施する。

## 7 器具資材等の負担

業務遂行に必要な器具、工具等、また、オイル、グリス、フィルター、Vベルト等の消耗品は受注者の負担とする。ただし、施設に付属する備品又は電気、水道等を業務遂行に必要な範囲において無償で利用できるものとする。

## 8 故障修理等の対応

- (1) 受注者は施設管理者から故障等の連絡があった場合は、その都度すみやかに技術員を派遣し正常な状態に復帰させるものとし、加えて施設管理者に対し原因及び処置について報告する。この場合において、技術員の交通費及び日当と消耗品は受注者が負担し、保守点検の回数に算入しない。
- (2) 法定検査、水質測定検査等により水質が不適正等と判断された場合は、すみやかに原因の追究、対応方法等の報告をする。対応後に再度水質検査を実施することにより、正常な状態に復帰したことの確認、報告をする。この場合において、技術員の交通費及び日当と消耗品は受注者が負担し、保守点検の回数に算入しない。

## 9 履行報告

保守点検後は結果について、次の内容が記載された報告書を施設管理者へすみやかに提出する。水質測定検査を行った場合は、その測定結果が記載された報告書を施設管理者へすみやかに提出する。報告書は表紙として別紙2「保守点検等結果報告書」を添付する。不具合があった場合は、報告書提出時に写真を添付するとともに不具合の詳細を説明する。

- (1) 保守点検項目等の実施状況が把握できる内容
- (2) 機器の調整、消耗品の交換及び補充等の実施状況が確認できる内容
- (3) 各自治会への教育の実施内容

## 10 作業時間

故障等の緊急時を除き、通常の保守点検作業及び各自治会への教育は、施設管理者と調整のうえ、原則として別紙1に記載した施設の通常業務時間内に実施する。

### 11 業務の停止・一時停止

天変地異等の不可抗力により業務の実施が困難となった場合、又は対象施設の取り壊しや改修等により業務の実施が必要なくなった場合は、業務の全部又は一部を停止又は一時停止する。これらの場合には、事前に受注者へ書面にて通知する。

### 12 資格条件

保守点検業者は、「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」（昭和60年愛知県条例第24号）により、県知事の登録を受けていなければならない。また、保守点検及び故障修理に携わる技術員は浄化槽管理士の資格を有する者とする。

### 1.3 履行期間

契約締結日の翌日から平成29年3月31日までとする。

### 1.4 契約の変更

業務の全部又は一部を停止した場合、未実施の業務について減額し変更契約をする。

### 1.5 支払い

全ての業務終了後、受注者からの請求により支払うこととする。

### 1.6 契約約款

本業務の契約については、「安城市委託契約約款」に準拠する。ただし、次の項目について訂正をする。

- (1) (特許権等の使用) 第8条ただし書きについては、発注者の指定の有無にかかわらず受注者が特許権等を確認し費用を負担するものとする。
- (2) (発注者の解除権) 第36条第1項第3号は、管理技術者等の配置の必要がある場合のみ適用する。

### 1.7 その他

本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、発注者及び受注者双方が協議のうえ決定するものとする。

業務委託場所及び仕様（浄化槽）

別紙1

施設名称	池浦住宅C		
施設住所	安城市池浦町丸田309番地		
管轄部署	建設部 建築課 市営住宅係		
連絡先	TEL 0566-71-2240		
施設管理者	管轄部署と同じ		
連絡先	〃		
施設業務時間等 (特定日は除く)	開館時間	終日	
	通常業務時間	午前8:30 ~ 午後5:15	
施設休館日等 (特定日は除く)	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)		

浄化槽番号	1-1	建物用途	共同住宅
単独・合併	合併	人槽	126
処理方式 (三次処理)	接触ばつ気(流量調整槽) 玉石ろ過		
目標BOD	20	設置(竣工)年	H13/9
保守点検回数	26回/年	期間	2週間に1回
水質測定検査	1回/年 (BODのみ)	放流水 目標値	BOD:20mg/l、pH:5.8~8.6、SS:20mg/l、 COD:25mg/l、大腸菌群数:300個/ml
簡易水質測定	B ※浄化槽保守点検業務仕様書参照		
備考			

## 業務委託場所及び仕様（浄化槽）

別紙1

施設名称	新田北住宅		
施設住所	安城市新田町縦町44番地1		
管轄部署	建設部 建築課 市営住宅係		
連絡先	TEL 0566-71-2240		
施設管理者	管轄部署と同じ		
連絡先	〃		
施設業務時間等 (特定日は除く)	開館時間	終日	
	通常業務時間	午前8:30 ~ 午後5:15	
施設休館日等 (特定日は除く)	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)		

浄化槽番号	2-1	建物用途	共同住宅
単独・合併	合併	人槽	216
処理方式	長時間ばつ氣		
(三次処理)	玉石ろ過		
目標BOD	10	設置(竣工)年	S63/6
保守点検回数	52回/年	期間	1週間に1回
水質測定検査	2回/年 (ただし1回はBODのみとする)	放流水目標値	BOD:10mg/l、pH:5.8~8.6、SS:10mg/l、COD:10mg/l、大腸菌群数:300個/ml
簡易水質測定	C ※浄化槽保守点検業務仕様書参照		
備考			

## 業務委託場所及び仕様（浄化槽）

別紙1

施設名称	門原住宅		
施設住所	安城市桜井町咽首13番地		
管轄部署	建設部 建築課 市営住宅係		
連絡先	TEL 0566-71-2240		
施設管理者	管轄部署と同じ		
連絡先	〃		
施設業務時間等 (特定日は除く)	開館時間	終日	
	通常業務時間	午前8:30 ~ 午後5:15	
施設休館日等 (特定日は除く)	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)		

浄化槽番号	3-1		建物用途	共同住宅		
単独・合併	合併		人槽	160		
処理方式	接触ばつ氣(沈殿分離)					
(三次処理)	玉石ろ過					
目標BOD	10		設置(竣工)年	H4/3		
保守点検回数	26回/年		期間	2週間に1回		
水質測定検査	1回/年 (BODのみ)	放流水 目標値	BOD:10mg/l、pH:5.8~8.6、SS:10mg/l、COD:20mg/l、大腸菌群数:300個/ml			
簡易水質測定	B ※浄化槽保守点検業務仕様書参照					
備考						

## 保守点検等結果報告書

主管課					確認	作成者(受注者)
課長	主幹	補佐	係長	担当	現地担当	作成日

経営管理課				
課長	主幹	補佐	係長	担当

※ 経営管理課の決裁欄

点検報告で異常があった場合のみ経営管理課で使用するものです。主管課の決裁が済みましたら写し(コピー)を経営管理課に提出してください。異常が無い場合は、決裁欄は斜線としてください。

施設名				
保守点検等名称				
点検等日時		年 月 日 ( ) : ~ :		
点検者	会社名			
	点検責任者			
	点検資格	免許番号( )		
	連絡先			
点検表		別添		
点検結果 / / 1	異常の有無 有の場合対象設備毎に状況 を記載	<input type="checkbox"/> 有り(報告件数: 件) <input type="checkbox"/> 無し		
	対象設備 機器	型式等( )		
	異常状況	(何がどうしたか) 別添点検表の頁番号( )		
	処置状況	<input type="checkbox"/> 対処済み <input type="checkbox"/> 応急処置 <input type="checkbox"/> 未処置 処置内容:		
	追加処置	<input type="checkbox"/> 有り (追加費用 :                          円 ※概算) <input type="checkbox"/> 無し		
	追加処置の必要性	緊急性 : <input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 1~2ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 6ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 1年以内 <input type="checkbox"/> 2~3年以内 重要度 : <input type="checkbox"/> 人命に関する <input type="checkbox"/> 事故に繋がる恐れあり <input type="checkbox"/> 施設運営に影響あり <input type="checkbox"/> エネルギー消費増大の可能性あり (一月あたり 増) ※重要度は複数選択可		
	担当課記入欄			
備 考				

点検結果 （ / ）	2	対象設備・機器	型式等( )
		異常状況	(何がどうしたか)  別添点検表の頁番号( )
		処置状況	<input type="checkbox"/> 対処済み <input type="checkbox"/> 応急処置 <input type="checkbox"/> 未処置 処置内容:
		追加処置	<input type="checkbox"/> 有り (追加費用 : 円 ※概算) <input type="checkbox"/> 無し
		追加処置の必要性	緊急性 : <input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 1~2ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 6ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 1年以内 <input type="checkbox"/> 2~3年以内 重要度 : <input type="checkbox"/> 人命に関する <input type="checkbox"/> 事故に繋がる恐れあり <input type="checkbox"/> 施設運営に影響あり <input type="checkbox"/> エネルギー消費増大の可能性あり (一月あたり 増) ※重要度は複数選択可
		担当課記入欄	
	対象設備・機器	型式等( )	
異常状況	(何がどうしたか)  別添点検表の頁番号( )		
処置状況	<input type="checkbox"/> 対処済み <input type="checkbox"/> 応急処置 <input type="checkbox"/> 未処置 処置内容:		
追加処置	<input type="checkbox"/> 有り (追加費用 : 円 ※概算) <input type="checkbox"/> 無し		
追加処置の必要性	緊急性 : <input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 1~2ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 6ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 1年以内 <input type="checkbox"/> 2~3年以内 重要度 : <input type="checkbox"/> 人命に関する <input type="checkbox"/> 事故に繋がる恐れあり <input type="checkbox"/> 施設運営に影響あり <input type="checkbox"/> エネルギー消費増大の可能性あり (一月あたり 増) ※重要度は複数選択可		
担当課記入欄			
対象設備・機器	型式等( )		
異常状況	(何がどうしたか)  別添点検表の頁番号( )		
処置状況	<input type="checkbox"/> 対処済み <input type="checkbox"/> 応急処置 <input type="checkbox"/> 未処置 処置内容:		
追加処置	<input type="checkbox"/> 有り (追加費用 : 円 ※概算) <input type="checkbox"/> 無し		
追加処置の必要性	緊急性 : <input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 1~2ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 6ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 1年以内 <input type="checkbox"/> 2~3年以内 重要度 : <input type="checkbox"/> 人命に関する <input type="checkbox"/> 事故に繋がる恐れあり <input type="checkbox"/> 施設運営に影響あり <input type="checkbox"/> エネルギー消費増大の可能性あり (一月あたり 増) ※重要度は複数選択可		
担当課記入欄			
備 考			